

令和3年1月12日

保護者 様

埼玉県立滑川総合高等学校長 道祖土 悟

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う
新型コロナウイルス感染症予防についてのお願い

初春の候、保護者の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より本校の教育活動にご理解、ご協力いただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染者の急激な増加を受け、1月7日に1都3県に対し、2度目の緊急事態宣言が発令されました。同日、埼玉県の新型コロナウイルス対策本部会議が開かれ、「学校における対応」が決定されました。このことを受けて、感染予防・拡大防止について、再度ご家庭でも確認いただきますようお願いいたします。

電車・バス等による登下校時の過密状態を極力避けるため、緊急事態宣言の発令中は、始業時間を1時間繰り下げ、40分6時間授業を行います。学校の登下校時には飲食等をせずすみやかに登下校するようにご指導をお願いします。

また、普段からの基本的感染防止対策の徹底（3密の回避、正しい手洗いマスクの着用）を家庭でもご指導いただきますようお願いいたします。

部活動に関しては原則中止となります。ただし、高体連等が主催する公式戦などがある場合は14日前から活動を認めています。

以下は、11月20日の通知でもお願いしたことですが、ご理解ご協力をお願いします。学校へ登校する際は、登校前に必ず健康観察及び検温を行い、新型コロナウイルス感染症が疑われる風邪症状・倦怠感・発熱がある場合には、登校させないようにしてください。感染症の疑いがある場合には、出席停止となります。もし、登校前に不調が見られる場合には、登校を控え、症状がなくなるまでは自宅で療養してください。また、登校後に体調不良を訴えられた場合には、早退をさせますが、その際は保護者の方に学校まで迎えに来ていただくようお願いしております。

さらに、お子様に風邪症状がみられる場合はもちろんのこと、同居するご家族に新型コロナウイルス感染の疑いがある場合も、出席停止となりますので、新型コロナウイルス感染の疑いが解消するまで、自宅で待機していただきますようお願い致します。